

## 別記様式第 1 号

| 個人情報ファイル簿                                      |  |
|--|--|
| 作成年月日（修正した場合にあっては、間近の修正年月日）                    | 平成30年 7 月 10 日   |
| 個人情報ファイルの名称                                    | 運転免許台帳ファイル   |
| 実施機関の名称  | <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input checked="" type="checkbox"/> 警察本部長   |
| 事務をつかさどる組織の名称                                  | 交通部運転免許課   |
| 個人情報ファイルの利用目的                                  | 運転免許現保有者及びかつて保有していた者の履歴を台帳としてデータ管理し、その後の免許手続きに利用する。  |
| 記録項目   | 1. 呼び名 2. 氏名 3. 生年月日 4. 性別 5. 本籍 6. 住所 7. 免許証番号 8. 交付年月日 9. 有効年月日 10. 免許年月日 11. 免許の種類 12. 免許の条件 13. 電話番号 14. 顔写真 15. 質問票回答年月日 16. 回答内容 17. 虚偽回答有無 18. 虚偽判明年月日 19. 暗証番号 |
| 記録範囲   | 運転免許保有者及びかつて保有していた者  |
| 記録情報の収集方法                                      | 運転免許関係手続き申請者からの提出資料  |
| 要配慮個人情報  | <input type="checkbox"/> 含まれる。 <input checked="" type="checkbox"/> 含まれない。  |
| 記録情報の経常的提供先                                    | —  |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地                           | 警察本部情報公開コーナー<br>和歌山市小松原通 1 - 1 - 1   |
| 訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續                | —  |
| 個人情報ファイルの種別                                    | <input checked="" type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第 2 条第 6 号ア（電算処理ファイル）<br><input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第 2 条第 6 号イ（マニュアル処理ファイル）                                 |
| 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第 2 条第 7 項第 3 号に該当する個人情報ファイル | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無   |
| 実施機関非識別加工情報の提案を募集する個人情報ファイル                    | <input type="checkbox"/> 該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない。  |
| 実施機関非識別加工情報の提案                                 |  |

|  |                       |  |
|--|-----------------------|--|
| を受ける組織の名称及び所在地   |                       |  |
| 和歌山県個人情報保護条例第 45 条の 8 第 1 項において準用する和歌山県情報公開条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会が与えられる個人情報ファイル |                       | <input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。   |
| 実施機関非識別加工情報の概要   | 実施機関非識別加工情報の本人の数      |  |
|  | 実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目 |  |
| 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地   |                       |  |
| 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間  |                       |  |
| 備考   |                       | 本ファイルはシステム上にある個人情報であって、当該システムから情報を抽出するには専門的技術を要するものであり、職員ができないことであることから行政の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲で加工ができないため。 |